

水道施設監視指導要領

第1 目的

県下における水道施設の実態を把握し、その施設の不備、又は維持管理の適正を欠くものの改善を図るために、必要な措置を講じ、もって飲料水の清潔保持を図ることを目的とする。

第2 立入検査

1 検査の対象

水道施設の検査の対象は、水道用水供給事業^{*1}、水道事業^{*1}（上水道、簡易水道）、専用水道^{*2}、簡易専用水道^{*2}とする。

*1 厚生労働大臣の認可を受けている事業は除く。

*2 市に所在するものは除く。

2 検査の種別

水道施設の検査は、定期検査及び臨時検査とする。

3 検査の実施計画

（1）定期検査は、毎年保健所長が管内の水道施設について、実施計画を定めるものとする。なお、不良な施設については、繰り返し立入調査を実施し、不良事項に対する指導の徹底及び改善の確認を行うこととする。

（2）臨時検査は、特に必要がある場合、その都度環境政策課長が保健所長と協議のうえ定めるものとする。

4 検査員

定期検査は、原則として保健所職員が、臨時検査は環境政策課及び保健所職員がこれにあたるものとする。

5 検査方法及び内容

検査は、関係職員立会いのうえ水道施設監視項目（別表1）に掲げる施設の維持管理、及び法令上の手続きに関する事項を中心に行うものとする。

特に、塩素消毒状況、汚染防止状況、施設改善状況を重点に行うものとする。

6 検査結果の措置

（1）検査員は、立入検査を行った場合は、保健所名で「水道施設監視指導票」（別記様式第1）により相手方に交付するものとする。

なお、監視指導票によって指導する必要がないと判断される軽微な事項等については、口頭による指導を行っても差しつかえない。

- (2) 保健所長は、定期検査の結果について年間の検査実施状況を「水道施設監視指導状況報告書」(別記様式第2)により翌年度の6月30日までに環境政策課長に報告するものとする。
- (3) 臨時検査の結果については、検査員は速やかに環境政策課長に報告するものとする。
- (4) 保健所長は、検査の結果、施設の改善を要すると認める場合は水道事業者に対し「水道施設改善勧告書」(別記様式第3)により、改善すべき事項を指示し、速やかに実行するよう勧告するものとする。
- (5) 勧告にあたっては、当該水道事業所から改善のための工事内容、工事予定期日について計画書の提出を求めるものとする。
- (6) 勧告に基づく改善事項については、定期検査又は臨時検査により、その結果を確認するものとする。
- (7) 勧告ののち、当該水道事業者において、改善の具体的方法が講ぜられないときは、その状況の如何により、水道法第36条により改善指示を考慮するものとする。

7 広域水道における監視指導の特例

水道事業及び水道用水供給事業において当該水道施設が複数の保健所の管轄にまたがるような場合、その監視指導は、原則として浄水場等の主要施設を管轄する保健所が担当するものとする。

第3 水道法適用外施設の特例

保健所長は、管内における水道法適用外施設について、その実態把握に努め必要に応じ、消毒設備の整備、施設の改良等について指導にあたるものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年7月1日より適用する。
- 2 一斉検査並びに調査指導要綱は廃止する。
- 3 この要領は、平成8年4月1日より適用する。
- 4 この要領は、平成15年4月1日より適用する。
- 5 この要領は、平成17年4月1日より適用する。
- 6 この要領は、令和3年4月1日より適用する。

<別表1>

水道施設監視項目

区分	検査項目	点検事項	区分	検査項目	点検事項
取水施設	1. 取水量の状況 (法第5条第1項第1号)	1. 年間を通して計画取水量どおりの取水が可能か。 2. 計画水量を超えていないか。	維持管理	20. 毎日検査の状況 (規則第15条第1項)	1. 色、濁り、残留塩素は毎日測定しているか。 2. 採水場所、箇所数は適切か。 3. 結果は基準を満たしているか。
	2. 原水の汚染状況 (法第5条第1項第1号)	1. 水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染物質の排出状況を把握しているか。 2. 原水が汚染される恐れはないか。		21. 毎月検査の状況 (規則第15条第1項)	1. 検査は毎月行われているか。 2. 検査項目は適切か。 3. 採水場所、箇所数は適切か。 4. 検査機関は適切か。 5. 結果は基準を満たしているか。
	3. 施設及び周辺の清潔保持状況 (規則第17条第1項第1号)	1. 清掃は行われているか。汚物、廃棄物はないか。 2. 構内の排水設備は整備されているか。		22. 全項目検査(省略可能項目を除く)の状況	1. 浄水及び原水について適切に検査しているか。 2. 採水場所、箇所数は適切か。 3. 検査機関は適切か。 4. 結果は基準を満たしているか。 5. 臨時の水質検査が必要な状況は生じていないか。
	4. 立入禁止等の措置 (規則第17条第1項第2号)	1. 門柵は整備されているか。 2. 施錠はされているか。 3. 関係者以外の無断立ち入りを禁ずる標示はあるか。		23. 健康診断の状況 (法第21条第1項)	1. 6ヶ月に1回以上行われているか。 2. 対象者全員が受診しているか。 3. 受診内容は適切か。
	5. 施設及び運転の状況	1. 施設の整備、作動状況は良好か。 2. 予備ポンプは直ちに使える状態にあるか。		24. 管理記録の保存 (法第20条第2項) (法第21条第2項)	1. 水質関係記録は5年、健康診断関係記録は1年間保存されているか。
浄水施設	6. 沈殿池の設備及び運転状況	1. 施設の整備、作動状況は良好か。 2. 污泥抜き取りの時期、方法は適当か。 3. 高速凝集沈殿池にあつては、スラリー濃度、スラリーゾーンの位置等を1回/日以上測定しているか。	維持管理	25. 水道技術管理者の状況 (法第19条)	1. 水道技術管理者は選任されているか。 2. 水道技術管理者は有資格者か。 3. 水道技術管理者は以下に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事項に従事する他の職員を監督しているか。 (1)水道施設が法第5条に規定する施設基準に適合しているかどうかの検査 (2)法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査 (3)給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査 (4)法第20条第1項の規定による水質検査 (5)法第21条第1項の規定による健康診断 (6)法第22条の規定による衛生上の措置 (7)法第23条第1項の規定による給水の緊急停止 (8)法第7条前段の規定による給水停止
	7. ろ過池の設備及び運転の状況	1. 施設の整備、作動状況は良好か。 2. ろ過砂は適正か。 3. ろ過砂のかきとり時期、かきとり状況は適正か。 4. 不陸、部分洗掘、泥球等はないか。 5. ろ過速度は測定しているか。計画速度以内か。		26. 管理日誌の状況	1. 浄水場日誌等の管理日誌、作業日誌は適切に記入されているか。
	8. その他の設備及び運転の状況	1. 除鉄、除マンガン、活性炭処理、pH調整、脱炭酸等特殊処理施設の整備、作動状況は良好か。		27. 作業手引書、図面等の整備状況	1. 浄水施設、送配水施設等の運転手引書は整備されているか。 2. 施設図、配管図等は常に手入れが行われているか。 3. 保管場所は定められているか。
	9. 滅菌機の設備及び運転の状況 (法第5条第1項第1号)	1. 施設の整備、作動状況は良好か。 2. 塩素の確保状況はどうか。 3. 塩素の漏洩防止措置、防災対策は適正か。 4. 消毒停止事故に備えた予備設備はあるか。		28. 需要者に対する情報提供の状況 (法第24条の2)	1. 水道の需要者に対して、積極的に情報を提供しているか。 2. 提供する情報は以下のとおりか。 (1)水質検査の計画及び結果や水道水の安全性に関する事項 (2)第三者委託の内容を含む水道事業の実施体制に関する事項 (3)水道事業に要する費用や料金負担等のコストに関する事項 (4)給水装置や貯水槽水道の管理に関する事項
送配水施設	10. 電気、計装設備の保守状況	1. 施設の整備、作動状況は良好か。 2. 水位計、流量計、濁度計、pH計、残留塩素計等は定期的に校正しているか。 3. 発電機は直ちに作動できるか。	その他	29. 認可(確認)を要する変更の有無 (法第10条) (法第32条)	1. 認可を要する変更 給水区域の拡張、給水人口又は給水量の増加、水源の種別、取水地点、浄水方法の変更 2. 確認を要する変更 1日最大給水量、水源の種別、取水地点、浄水方法の変更沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備、配水池の新設、増設又は大規模な改造工事
	11. 排水等の処理状況	1. 沈殿池、ろ過池排水は適正に処理されているか。 2. 排水処理施設の整備、作動状況は良好か。 3. 污泥の処分方法は適正か。		30. 届出の状況 (法第13条第1項) (法第14条第2項) (法第7条第3項)	1. 給水開始届、料金変更届、記載事項変更届等の届出はなされているか。
	12. 施設及び周辺の清潔保持 (規則第17条第1項)	1. 清掃は行われているか。汚物、廃棄物はないか。 2. 構内の排水設備は整備されているか。 3. 汚水の流入等による汚染の恐れはないか。			
維持管理	13. 立入禁止等の措置 (規則第17条第1項第2号)	1. 門柵は整備されているか。 2. 施錠はされているか。 3. 関係者以外の無断立ち入りを禁ずる標示はあるか。			
	14. 漏水防止等の状況 (法第5条第3項)	1. 有収率は低すぎないか。 2. 漏水調査を計画的に行っているか。 3. 漏水対策は行われているか。			
維持管理	15. 施設及び運転の状況	1. 施設の整備、作動状況は良好か。 2. 予備機は直ちに使える状態にあるか。 3. 末端動水圧は1.5kg/cm ² 程度あるか。			
	16. 施設及び周辺の清潔保持 (規則第17条第1項第1号)	1. 配水池(貯水池)及び周辺の清掃は行われているか。 2. 汚水の流入等による汚染の恐れはないか。			
維持管理	17. 立入禁止等の措置 (規則第17条第1項第2号)	1. 門柵は整備されているか。 2. 施錠はされているか。 3. 関係者以外の無断立ち入りを禁ずる標示はあるか。			
	18. 管末における水の水質 (法第4条、20条)	1. 水質は基準に適合しているか。 2. 基準に適合しなかった場合の措置状況は適切か。			
維持管理	19. 立入時の水質の状況 (規則第17条第1項第3号)	1. 管末における遊離残留塩素は0.1ppm以上あるか。 2. 色、濁りはないか。			

〔別記様式1〕

水道施設監視指導票

水道事業者

検査年月日

年 月 日

専用水道設置者 様

簡易専用水道設置者

保健所

水道名			
事業者名		水道技術管理者	
委託している 場合委託者		委託している場合 その業務	
立会者 職・氏名		検査者 職・氏名	
区分	検査項目	適・否	摘要
取水 施設	1 取水量の状況	適・否	
	2 原水の汚染状況	適・否	
	3 施設及び周辺の清潔保持	適・否	
	4 立入禁止等の措置	適・否	
	5 施設及び運転の状況	適・否	
浄水 施設	6 沈殿池の設備及び運転の状況	適・否	
	7 ろ過池の設備及び運転の状況	適・否	
	8 その他の設備及び運転の状況	適・否	
	9 滅菌器の設備及び運転の状況	適・否	
	10 電気・計装設備の保守状況	適・否	
	11 排水等の処理状況	適・否	
	12 施設及び周辺の清潔保持	適・否	
	13 立入禁止等の措置	適・否	
送配 水施	14 漏水防止等の状況	適・否	
	15 施設及び運転の状況	適・否	
	16 施設及び周辺の清潔保持	適・否	
	17 立入禁止等の措置	適・否	
維持 管理	18 管末における水質	適・否	
	19 立入時の水質の状況	適・否	
	20 毎日検査の状況	適・否	
	21 毎月検査の状況	適・否	
	22 全項目検査の状況	適・否	
	23 健康診断の状況	適・否	
	24 管理記録の保存	適・否	
	25 水道技術管理者の状況	適・否	
	26 管理日誌の状況	適・否	
	27 作業手引書、図面等の整備状況	適・否	
その他	28 需要者に対する情報提供の状況	適・否	
	29 認可(確認)を要する変更の有無	適・否	
	30 届出の状況	適・否	
主な指導事項			

番 号
年 月 日

水道施設等改善勧告書

貴〇〇〇設置に係る水道施設について、次のとおり施設の不備等が認められるので、速やかに改善するよう勧告する。

保 健 所 長

様

1. 施設名

2. 改善すべき事項

(1) 直ちに改善すべき事項

内 容	期 限	摘 要

(2) 今後漸次改善すべき事項

内 容	期 限	摘 要

3. 計画書の提出

水道施設等改善計画書(別記様式4)を 年 月 日までに 保健所長あてに提出されたい。

[別記様式4]

水道施設等改善計画書

年 月 日

石川県

保健所長 様

水道事業者
簡易水道事業者
専用水道設置者
簡易専用水道設置者

水道施設等改善勧告に基づき、次のとおり水道施設等改善計画書を提出します。

水道名			
水道技術管理者又は管理責任者の氏名		勧告を受けた年月日	年 月 日
水道施設の管理を担当する所属名及び担当者の氏名		改善すべき期限	年 月 日
改善すべき事項			
改善の具体的方策			
工事を伴う場合	工事の内容		
	工事の設計の概要		
	工事着手年月日	年 月 日	
	工事完了年月日	年 月 日	
	工事請負業者名		
予算措置の状況			
備考			

(注)工事を伴う場合にあっては、工事設計書(図面を含む。)及び工事行程表を添付すること。

[別記様式5]

番 号
年 月 日

生活環境部長 様

保 健 所 長

水道施設臨時検査報告書

水 道 名			
事 業 者 名		水 道 技 術 管 理 者	
立 会 者 職 ・ 氏 名		検 査 者 職 ・ 氏 名	
検 査 実 施 年 月 日	年 月 日		
検 査 の 経 緯 等			
検 査 の 内 容 及 び 結 果			
指 導 及 び 対 応 の 内 容			
今 後 の 対 策 及 び 処 置 に 対 す る 見 意			
添 付 資 料			

※1 「水道施設検査報告書」の写しを添付すること。

※2 欄内に記載できない場合は、別添資料とすること。